

第11号
平成29年1月13日

人材開発協会 会報 経営労務情報

あけましておめでとうございます。
新しい年の幕開けです。気持ちも新たに1年間がんばりたいと思います。
本年も宜しくお願いいたします。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽にお問い合わせください。



発行人：人材開発協会

理事長 湯瀬 正博

東京都千代田区飯田橋2 11 5人材開発ビル
TEL 03-6380-8530 / FAX 03 5215 1734

取締役のリスク対策に労災保険の特別加入ができます。

今月は労災保険の特別加入の制度についてご報告します。

労災保険の正式名は「労働者災害補償保険」といいます。労働者の災害を補償する保険ですので、経営者や取締役などが業務上事故や病気になったときは対象外となります。それをカバーするのが特別加入という制度です。

1. 労災保険に特別に加入できる人ってどんな人

■中小企業の取締役で、労働保険事務処理を労働保険事務組合に委託している者

■従業員数が次の規模の企業であること
 常時 50 人以下の金融業、保険業、不動産業、小売業
 常時 100 人以下の卸売業、サービス業
 常時 300 人以下の上記以外の事業



これ以外の企業は特別加入に加入することはできません。

2. 給付の内容はどのようなになっているの？

- ・労災保険＝業務上（通勤も含む）の傷病に対する医療費と休業補償
- ・障害が残った場合の障害（補償）年金
- ・死亡した場合に遺族に対する 遺族（補償）年金 等すべての労災補償が受けれます



労災事故は会社の責任ですので、労災適用がなければ、どれほど多額な補償を継続しなければならないか、想定するのも恐ろしいことになります。

3. 費用はいくらかかるの

取締役の保険料の計算は次の様になされます。

労働者の場合の保険料は賃金の総額で計算されますが 取締役の場合は 自らの賃金を選択する仕組みになっています。

日額 3,500 ～25,000 円の間で選択します。どの区分でも医療費は全額無料です。

休業補償の額が日額の金額により異なってきます。

例えば既設建築業で、日額 10,000 円を選択した場合 休業補償額は 1日 8,000 円になります。

1ヶ月働けない場合は $8000 \times 30 = 240,000$ 円の保証が得られます。

年間保険料は $10,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} = 3,650,000$ 円を賃金として

$3,650,000 \text{ 円} \times 14/1000 = 51,100$ 円となります。労働保険事務組合3240円×12ヶ月38,880円をプラスして89,980円が保険料のプラスとして計算されます。



改正育児・介護休業法の 施行にあわせて変更される 雇用保険の取扱い



平成29年1月1日の改正育児・介護休業法の施行を受け、雇用保険の各種取扱いも変更になります。そこで今回はその変更点について確認をしておきましょう。

1. 育児休業給付金の変更

育児休業給付金は、一定の要件を満たして育児休業を取得している雇用保険の被保険者に対し、賃金の約67%（育児休業の開始から6ヶ月経過後は50%）相当額が支給されるというものです。

今回、養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となりました。また、有期契約労働者について、①勤続1年以上であること、②子が1歳6ヶ月に達する日まで更新されないことが明らかでないこと、という育児休業取得の2つの要件を満たした場合に支給対象となります。

2. 介護休業給付金の変更

介護休業給付金は、育児休業給付金と同様に一定の要件を満たして介護休業を取得した雇用保険の被保険者に対し支給されますが、平成28年8月に給付率が賃金の約40%から67%に引き上げられています。

そして、今回、介護休業給付金の対象となる家族について、これまで祖父母、兄弟姉妹、孫にあった「同居かつ扶養」の要件が廃止となりました。また、有期契約労働者について、①勤続1年以上であること、②93日経過後から6ヶ月を経過するまで更新されないことが明らかでないこと、という2つの介護休業取

得の要件を満たした場合に支給対象になります。

さらに、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回のみでの支給であった給付金が、最大3回まで分割して支給されます。ただし、支給される日数は通算93日のままで変更はありません。

3. 特定受給資格者の基準の見直し

倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的な余裕がなく退職せざるを得なかった人には、雇用保険の基本手当の扱いにおいて「特定受給資格者」に該当し、基本手当の受給資格を得るための必要な雇用保険加入期間が短縮され、また、基本手当の給付日数が手厚くなることがあります。

今回、特定受給資格者の基準が見直され、妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いを受けたことにより退職した場合や、育児休業・介護休業等の申出を拒否されたことにより退職した場合についても、特定受給資格者に該当することになりました。

この変更に伴い、離職票の様式も変更になります。当面の間は以前の様式も利用できますが、早めにハローワークの窓口等で確認しておきましょう。

これらの取扱いは、育児・介護休業法の改正に比べ注目されていないようですが、従業員に支給される給付金に影響するものであるため、制度の内容と変更点を押さえておきましょう。



従業員を海外赴任させる前に 確認しておきたい特別加入制度

近年、企業において従業員を海外赴任させるケースが増えています。海外赴任をさせる際に、確認しておきたい事項のひとつとして、労災保険の特別加入があります。この特別加入については、事前の手続きが必要になることから、ここではその仕組みを解説します。



1. 海外派遣者の加入者の範囲

そもそも労災保険は国内の事業場での就労に対して給付を行うものであり、海外の事業場での就労に対しては給付が行われません。通常は、海外派遣先での災害補償制度を利用することになりますが、適用範囲や給付内容が必ずしも十分とはいえない状況にあります。そこで、海外派遣の場合にも労災保険の給付を受けられるよう、特別加入制度が設けられています。

まず、海外派遣の対象となる人は、以下の①から③のいずれかの要件を満たす必要があります。

- ①日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される人
- ②日本国内の事業主から、海外にある下表の中小規模の事業に事業主等（労働者ではない立場）として派遣される人
- ③独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する人

表 中小企業と認められる規模

業種	労働者数
金融業・保険業・不動産業・小売業	50人以下
サービス業・卸売業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

2. 加入手続き

労災保険の特別加入制度には4種類あり、通常、労働保険事務組合に事務を委託する必要がありますが、海外派遣者については、自社で手続きをすることが可能です。具体的な加入手続きは、事前に対象となる労働者の情報を記入した特別加入申請書を派遣元となる国内の事業所の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して、都道府県労働局長へ提出し、その承認を受けておきます。このとき、労災保険の給付額を算定する基礎となる給付基礎日額を申請し、都道府県労働局長が決定します。

3. 労災保険料

労災保険料は、給付基礎日額に基づき計算されます。具体的には、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）に保険料率（平成29年1月1日時点：3/1,000）を乗じたものになります。申告・納付は一般的な労働保険の年度更新と同じタイミングで行いますが、海外派遣者専用の申告書を別に作成し、申告・納付を行うこととなります。

国内の事業場における労災保険では、給付を受ける際に初めて労働者の氏名等を記入することになりますが、特別加入の場合には、事前に労働者を特定して申請をすることが最大の注意点になります。特別加入は任意の制度であり、加入の義務付けはありません。そのため、必要に応じ手続きを進めるようにしてください。



お仕事 カレンダー

2017.1

新年を迎え、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。もれのないように計画的に業務を進めましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	日	先負	元日 ●還付申告（所得税の確定申告）の受付開始（～3月15日）
2	月	仏滅	振替休日
3	火	大安	
4	水	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	木	先勝	小寒
6	金	友引	
7	土	先負	
8	日	仏滅	
9	月	大安	成人の日
10	火	赤口	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	先勝	
12	木	友引	
13	金	先負	
14	土	仏滅	
15	日	大安	
16	月	赤口	
17	火	先勝	
18	水	友引	
19	木	先負	
20	金	仏滅	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納付（前年7～12月分）
21	土	大安	
22	日	赤口	
23	月	先勝	
24	火	友引	
25	水	先負	
26	木	仏滅	
27	金	大安	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	
31	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10～12月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●税務署へ法定調書の提出 ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●給与所得者の扶養控除等申告書の回収 ※最初の給与支払日の前日まで ●源泉徴収票の交付